

「特定加工品質確認計画」のコンセプト

生産事業者等

石油元売等

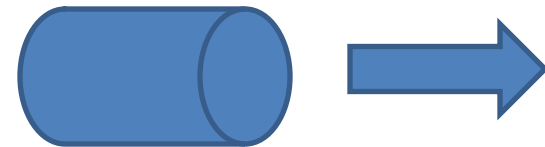
○ガソリン
○軽油

※バイオ燃料製造

○エタノール
○脂肪酸メチルエステル

特定加工業者

①から③を満たす場合は分析頻度
:3ヶ月毎1回 (計画は毎年更新)



適法の混合設備

① 混合前のエタノール・脂肪酸メチルエステルの品質が混合後に強制規格適合レベルであることの確認

→認定前に試験結果を提出(事前2回)。認定後定期的(3ヶ月毎1回)に試験結果を提出 等

② 供給を受けることとなる①の品質のエタノール・脂肪酸メチルエステルが継続的に生産されることの確認

→認定前に生産設備・生産管理手法等を提出(生産プロセスの適切性を確認)

③ ②で生産されたエタノール・脂肪酸メチルエステル(及び揮発油・軽油)が継続的に特定加工業者に供給されることの確認

→認定前に供給経路が一定であることを示す購買契約書等を提出

※JIS認証で対応可
(揮発油・軽油についてはJIS認証により確認。)

混合前段階での品質の確保

+

適法の混合設備

改正揮発油等品質確保法の強制規格の品質確認義務及び分析義務

		試験方法・設備	試験実施者	試料採取	頻度	委託の可否
揮発油	生産業者 輸入業者等 (品質確認義務)	・方法 揮発油規格にてJISを引用して試験方法を規定(省令第10条) ・設備 同規定で定められた試験方法による試験を行うことができる設備(省令第15条)	・品質管理責任者 (消防法第13条の2の甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者)	・出荷時点 販売又は消費されるまでの間に異なる品質の揮発油と混合を生じる恐れがない段階。 (省令第17条第1号に基づく経済産業省告示第120号)	○強制規格を満たしていると考えられる合理的な頻度 (原則ロット毎) ○生産プロセスについてJIS認証を受けた場合は軽減される。	登録分析機関への委託可能 (4分析機関)
	特定加工業者 (品質確認義務)	同上	同上	同上	○強制規格を満たしていると考えられる合理的な頻度(原則ロット毎) ○混合前の品質が混合後に強制規格適合レベルであり、②継続的に生産され、③継続的に供給される旨の計画を作成し、認定される場合は、3か月毎に1回(年4回)に軽減される。	
	販売業者 (分析義務)	同上	・品質管理者 (消防法第13条の2の甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者、又は高校卒業以上で給油所の実務に6月以上従事した丙種危険物取扱者)	・給油管から採取 (省令第14条第2号)	○10日に1回 (省令第14条第1号) ○流通経路が一定等の場合は軽減措置で年1回	
軽油	生産業者 輸入業者等 (品質確認義務)	軽油規格にて試験方法規定(省令第22条)	・品質管理責任者 (消防法第13条の2の甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者)	・出荷時点 販売又は消費されるまでの間に異なる品質の軽油と混合を生じる恐れがない段階。 (省令第17条第1号に基づく経済産業省告示第120号)	○強制規格を満たしていると考えられる合理的な頻度 (原則ロット毎) ○生産プロセスについてJIS認証を受けた場合は軽減される。	
	特定加工業者 (品質確認義務)	同上	同上	同上	○強制規格を満たしていると考えられる合理的な頻度 (原則ロット毎) ○混合前の品質が混合後に強制規格適合レベルであり、②継続的に生産され、③継続的に供給される旨の計画を作成し、認定される場合は、3か月毎に1回(年4回)に軽減される。	